

飯田都市計画下水道の変更について

飯田市上下水道局 下水道課

■ 協議会への報告事項

1 変更内容

飯田都市計画下水道

飯田市特定環境保全公共下水道（竜丘処理区）の区域及び汚水処理面積を変更する。

① 区域 別図のとおり（資料No.6-2）

② 汚水処理面積 ・ 現 行 約 213ha
・ 変更後 約 260ha（農集下殿岡地区約 47ha を編入）

2 変更理由

令和5年2月に策定した「竜丘・下殿岡処理区 個別統廃合計画」に基づき、特環竜丘処理区へ農集下殿岡地区の編入統合を進めるにあたり、都市計画の変更が必要となる。

1 「飯田都市計画下水道」とは

都市計画法において、下水道は都市計画に定めるべき都市施設の一つであり、飯田処理区、竜丘処理区、川路処理区を飯田都市計画に定めている。

下水道として都市計画に定めるべき事項は、種類、名称、位置及び区域、排水区域（汚水処理面積）で、都市計画法の事業認可を受けることにより、土地収用法や受益者負担金制度の適用の事業認定もなされる。また下水道法の事業認可を受けることにより事業実施が可能となる。

2 経緯

将来にわたり生活排水を適切に処理し、持続可能な下水道運営を目指すため、既存の下水道施設を最大限に活用した汚水処理の効率化・最適化の一環として、令和5年2月に「竜丘・下殿岡処理区 個別統廃合計画」を策定した。

これに基づき事業を進めているが、都市計画に定める特環竜丘処理区の区域を拡大することとなるため、飯田都市計画下水道の変更を行う。

特環竜丘処理区へ統合する農集下殿岡地区の区域は別図（資料No.6-2）のとおりで、現在の「農集排組合員敷地」、農集排組合に未加入の「宅地、雑種地等」、「白地農地」を区域とする。

現在、特環竜丘処理区の汚水処理面積は約 213ha であるが、農集下殿岡地区の約 47ha を編入することから変更後は約 260ha とする。

3 今後の進め方

令和5年6月19日	産業建設委員会協議会へ報告
令和5年6月30日	土地利用計画審議会・都市計画審議会 勉強会
令和5年7月以降	パブリックコメント（1ヶ月間）
令和5年9月	長野県知事協議
令和5年10月頃（予定）	土地利用計画審議会・都市計画審議会 諮問・答申
令和5年11月	飯田市都市計画決定
令和5年12月	議会全員協議会へ報告